

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	六四
規則	福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	六三
告示	○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六四
告示	○電線共同溝を整備すべき道路とし	六四
公告	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	六四
公告	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	六四
公告	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件	六五
公告	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	六五
公告	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	六六

## 規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第五十九号

#### 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則(昭和四十三年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又はハ」を「若しくはハ」に改め、「規定する事業」の下に「又は同項第十六号に掲げる業務に係る事業(同項第三号ロ又はハに規定する事業に附帯する事業に限る。)」を加える。

第四条第二項第二号ア中「中小企業者が」の下に「当該事業に係るものとして実施する事業のうち」を加え、「に行う施設の整備」を削り、「ための」の下に「施設の整備

又は」を加え、同条第三項第三号中「第二十條第二項」の下に「の規定により読み替えて準用する同法第五條第二項」を加え、同項第十七号中「承認振興事業計画に基づき」を「承認計画に基づき」に、「承認振興事業計画に記載された」を「当該承認計画に記載された」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 別表の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号。以下「地域商店街活性化法」という。)第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

別表の一の項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。))に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。))第26条の基準に適合する事業」や「政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、同号イに規定する経営革新のための事業に係るもの」及び「経営革新支援法第4条第1項」や「中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた同項」及び「中小企業者等」の次に「(中小企業新事業活動促進法第10条第1項の承認を受けた者を含む。)」や「同号イに規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業に係るもの」及び「1に同じ。」や「中小企業新事業活動促進法第11条第1項の認定を受けた同項に規定する複数の中小企業者(中小企業新事業活動促進法第12条第1項の認定を受けた者を含む。)」及び「同項」の次に「省令第27条の基準に適合する」や「政令第2条第1項第1号ロに掲げる」及び「同項」の次に「第5条第1項」の次に「の承認を受けた同項」及び「特定下請組合等」の次に「(下請振興法第7条第1項の承認を受けた者を含む。)」や「加え、別表の二の項中「基づく事業(省令第27条第2項の基準に適合するものに限る。)」や「掲げる事業」及び「中小企業」や「中小企業者」及び「同項」の次に「省令第28条第1項第1号イ」や「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。))に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。))第28条第1項第1号イ」及び「同項」の次に「省令第37条第1号イに規定する」や「小売振興法第4条第6項の認定を受けた」及び「同号ロに規定する認定基盤施設設計画又は同号ハに規定する」や「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第6条第2項に規定する認定基盤施設設計画、」及び「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の次に「又は地域商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画」を加え、同表の十三の項中「第15条第1項第15号」や「第15条第1項第16号」及び「過去に」や「、過去に」及び「実施したもの」や「実施した者」及び「に行う施設の整備」を削り、「当該既存施設を再整備する」や「施設の整備又は既存施設の再整備をする」及び「地域産業創造基盤整備事業以外のものに限る。)」及び「11の項に掲げる事業として実施するものを除く。))に限る。」及び「同項」の次に「第15条第1項第15号」や「第15条第1項第16号」及び「過去に」や「、過去に」及び「実施したもの」

を「実施した者」に改め、「に行う施設の整備」を削り、「当該既存施設を再整備する」を「施設の整備又は既存施設の再整備をする」に、「商店街整備等支援事業以外のものに限る。」を「12の項に掲げる事業として実施するものを除く。」に限る。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

(金融課)

告 示

福島県告示第七百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことの発見について次のとおり届出があつた。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	伊達市	平成二十二年十一月二五日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第七百二十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間
県道二本松安達線	二本松市根崎一丁目六五番地先から同市根崎一丁目五一番地先までの上り線

二本松市根崎一丁目一〇番一地先から同市根崎一丁目二七番地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七百二十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間
県道庭坂福島線	福島市野田町三丁目四六番八地先から同市野田町五丁目二五地先までの上り線 福島市野田町五丁目二番二二地先から同市野田町四丁目三二一番六地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七百二十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年十一月二十六日次のとおり指定した。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 南会津地区交 南会津郡南会津町 平成二十二年二月六日から平 売りさばきの場所  
 通安全協会 田島字大坪五四番 成二十七年九月三〇日まで 住所地に同じ  
 会長 五十嵐 地の一  
 博幸

(出納総務課)

公 告

公告第三百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十二年十一月二十二日

二 名称  
特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会

三 代表者の氏名  
相澤 與一

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市五月町一番十五号

五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
白河市土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 伊藤 邦光 白河市白坂皮後籠二一八番地一

(農村計画課)

公告第三百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
矢吹西部土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 小林 日出夫 西白河郡泉崎村大字太田川字二ツ堂六一番地一  
同 鈴木 勝長 白河市大信豊地字飯土用七八番地

(農村計画課)

公告第三百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
阿賀川土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 佐藤 裕一 河沼郡会津坂下町大字三谷字谷地二八七番地  
同 齋藤 善平 同 郡同 町大字宮古字中西九八番地

同 二瓶 庄一 同 郡同 町大字御池田字小池六〇番地  
同 山田 喜男 同 郡同 町大字東原字館ノ内七五七番地

同 蓮沼 哲 同 郡同 町大字金上字東村八四番地  
同 林邊 敬市 同 郡同 町大字福原字福川原九五九番地

同 生江 富司男 同 郡同 町大字青津字本丁八三番地  
同 岩淵 一 同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 仙波 一保 同 郡同 町大字合川字政所三六番地  
同 小池 浩 同 郡同 町大字沼越字辻田一九〇九番地

同 大樋 和美 同 郡同 町大字開津字館中乙一四番地  
同 横山 源栄 同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七四番地

同 青柳 茂利男 同 郡同 町大字金上字上十日町二三番地二  
同 木伏 義通 同 郡同 町大字宮古字中西六一番地

就任した役員  
役別 氏名 住所

理事 齋藤 善平 河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地  
同 横山 源栄 同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七四番地

同 蓮沼 哲 同 郡同 町大字金上字東村八四番地  
同 岩淵 一 同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 宇内 紘 同 郡同 町大字青津字本丁五六番地  
同 佐藤 裕一 同 郡同 町大字三谷字谷地二八七番地

同 二瓶 庄一 同 郡同 町大字海老細字大道下乙三六一番地  
同 谷津 英世 同 郡同 町大字新開津字村内三三番地

同 石田 栄 同 郡同 町大字立川字金山一五〇番地  
同 慶徳 正之 同 郡同 町大字開津字浄福甲八六番地

同 樋 仲喜 同 郡同 町大字金上字館一六九番地  
同 角田 孝 同 郡同 町大字金上字館一六九番地

同 監事 石川 源一 同 郡同 町大字五香字十日町五二三番地

同 齋藤 義春 同 郡同 町大字合川字場化一四六五番地

(農村計画課)

公告第三百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
西会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 周作

同 金子 和男

同 西田 晴雄

同 宮澤 秀夫

同 齋藤 實

同 新澤 豊二

同 渡部 壽一

同 渡部 修

同 長谷川 誠

同 佐藤 伊平

同 荒海 紀久男

同 伊藤 堅悦

同 齋藤 啓二

同 長谷川 昭郎

就任した役員

役別 氏名

理事 宮澤 秀夫

同 金子 和男

同 西田 晴雄

同 渡部 修

同 佐藤 伊平

同 齋藤 實

同 新澤 豊二

同 長谷川 恵一

同 荒海 紀久男

同 長谷川 誠

同 清野 勝衛

住所

耶麻郡西会津町下谷字山口戊三七番地

同 町野沢字横町乙二三一四番地

同 町新郷大字富士字井戸尻一〇七八番地

同 町奥川大字飯沢字袖ノ平八六番地

同 町野沢字平七前丙二四四番地

同 町新郷大字三河字戸中四七四七番地

同 町登世島字馬場乙三八五二番地二

同 町宝坂大字宝坂字白坂甲一七九番地

同 町群岡字御館野甲一一六二番地三

同 町奥川大字飯根字田尻一一五六番地

同 町奥川大字大綱木字外手一八五番地

同 町野沢字牧乙四六七番地

同 町上野尻字上五職神三六〇二番地

同 町尾野本字森野甲五八番地

住所

耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字袖ノ平八六番地

同 町野沢字横町乙二三一四番地

同 町新郷大字富士字井戸尻一〇七八番地

同 町宝坂大字宝坂字白坂甲一七九番地

同 町奥川大字飯根字田尻一一五六番地

同 町野沢字平七前丙二四四番地

同 町新郷大字三河字戸中四七四七番地

同 町下谷字牛尾丁五三九番地

同 町奥川大字大綱木字外手一八五番地

同 町群岡字御館野甲一一六二番地三

同 町登世島字端村中乙一〇三七番地

同 伊藤 堅悦 同 郡同 町野沢字牧乙四六七番地

同 渡部 康弘 同 郡同 町尾野本字樋ノ口前乙一八四〇番地

同 齋藤 祥平 同 郡同 町上野尻字上沖ノ原二五二五番地

同 須藤 正二 同 郡同 町新郷大字笹川字上ノ台北四三三七三番地

同 鈴木 照夫 同 郡同 町尾野本字中町丙七五七番地一

(農村計画課)

公告第三百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つ

た者の名称

富岡町土地改良区

地区名

岩井戸

種類

ほ場整備

施行認可又は施行

同意の年月日

昭和五二年一月一日

昭和三五年三月三

一日 (農村計画課)